

第7回弟子屈町農業委員会総会議事録

平成30年2月27日

午前10時00分～午前11時20分

○ 出席委員

塩沢 稔宏	新木 栄	元山 義久	上西 透
阪口 正明	小林 武	江上 真一	渡邊 雄一郎
望月 信雄	鈴木 和幸	吉田 真利子	齋木 弥

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第19号 現況証明願いについて

議案第20号 農用地等の利用調整申出について

議案第21号 贈与税の納税猶予、不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明願いについて

議案第22号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について

議 長 只今より第7回弟子屈町農業委員会総会を開催致します。日程1、議事録署名委員の指名については、2番齋木委員さん、3番鈴木委員さん、よろしくお願い致します。日程2、「会期の決定について」でございますが、本日1日限りとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無しということで本日1日限りと致します。次日程3、諸般報告でございますが、本日は全員出席となっております。日程4、「会務報告」局長よりお願い致します。

事 務 局 長 それでは、第6回農業委員会総会以降の会務について、ご報告させていただきます。まず整理番号1番、1月29日、第6回農業委員会総会が、ここ委員会室で開催されております。委員12名、事務局が出席しております。整理番号3番、2月16日、各ブロックに於いて、現地調査が行われております。役場農業会議室で行われ、各ブロックの農業委員、それから事務局が出席しております。同じく4番。2月19日から20日まで、平成29年度第1回、(一社)北海道農業会議監事選考会が札幌市で開催されております。塩沢会長が出席しております。以上、簡単ではございますが、会務の報告とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。次日程5、報告第14号「平成29年度北海道農業者年金協議会臨時総会及び全道農業者年金研究会、農業委員会活動強化研修会出席報告について」報告をお願い致します。まず最初に、「北海道農業者年金協議会臨時総会」について、私のほうから報告致します。
1月24日札幌市自治労会館において、北海道農業者年金協議会臨時総会が開催されました。臨時総会の議案については、檜山管内と根室管内の理事さんが辞任したことによる、役員選出のためであり、それぞれ同じ管内より、檜山管内はせたな町会長の原田喜博氏、根室管内は根室市会長の佐藤幸男氏が選出され、満場一致で可決されました。以上簡単ですが、報告とさせていただきます。
次、「全道農業者年金研究会」については、3番鈴木委員さんよろしくお願いします。

鈴 木 委 員 3番鈴木です。全道農業者年金研究会について、このことについて、下記のとおり出席したので報告する。平成30年2月27日。弟子屈町農業委員会会長塩沢稔宏。
1月24日、札幌市の自治労会館にて開催されました、全道農業者年金研究会に出席したので報告致します。はじめに、講師に石田コンサルタントオフィス代表取締役の石田邦雄氏を迎え、「人こそ資源。人を育て地域ははぐくむ」を演題とした講演がありました。講師は農業経験はないものの、北海道の基幹産業は間違いなく農業である。しかしながら、ただ農畜産物を生産する産業ではなく、コミュニケーション産業ともいえる。コミュニケーションにより労働環境も変わり、次の世代の人材を育てることにもつながり、モチベーション向上にも重要なことである主旨の講演でありました。その後、農業者年金基金理事長中園良行氏より、農業者年金の情勢報告を受け、加入推進の重要なキーワードは「女性」「若さ」「節税」の3点を挙げ、更にいまだに農業者年金を知らない者も多い現状もあり、周知を図るとともに、特に後継者や女性にも加入促進に取り組んでいくとの内容でありました。最後に「農業者年金を知らない対象者をなくす」「後継者、女性農業者への加入推進に取り組む」などの申合せ決議を行いました。以上簡単ではございますが、報告といたします。

議 長 有難うございました。次、「農業委員会活動強化研修会」については、10 番渡邊委員さんよろしくをお願いします。

渡 邊 委 員 10 番渡邊です。農業委員会活動強化研修会について、このことについて、下記のとおり出席したので報告する。平成 30 年 2 月 27 日。弟子屈町農業委員会会長塩沢稔宏。1 月 25 日、札幌市のかでる 2・7 にて開催されました。農業委員会活動強化研修会に出席したので報告致します。

道内から農業委員と推進委員など約 400 人が参加しての研修会で、はじめに、北海道大学院農学研究院の柳村俊介教授が講師として「担い手の確保育成と円滑な経営継承について」と題した講演がありました。現状として後継者が市街地に生活する、別居するなどから、コミュニケーション不足となり、経営継承の引き継ぐ割合が低く、叶わなかった場合は第三者に継承するのでは遅いと指摘し、地域農業と農村社会の関係をどう繋げるかが重要である主旨の講演でありました。

続いて、富良野市農業担い手育成機構の上田博幸事務局長より、「機構の新規就農の育成」と題した事例報告がありました。富良野市は手厚いながらも現実的な新規就農支援を実践しており、指導する側の農業者に対しても勉強会を開くなど活発的な取り組みの報告を頂きました。以上簡単ではございますが報告といたします。

議 長 はい、有難うございました。報告第 14 号については、報告済みとさせていただきます。次日程 6、報告第 15 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について」事務局説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案書の 3 ページをお開き願いたいと思います。報告第 15 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について」下記農地について、合意による解約があったので報告する。平成 30 年 2 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

番号 1 番の説明を致します。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 2 筆の計 3 筆でございます。公簿、現況地目とも畑。面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。貸付人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成 30 年 1 月 29 日。契約期間は平成 27 年 7 月 28 日から平成 32 年 7 月 31 日までとなっております。借受人の〇〇〇〇氏につきましては、今回合意解約しますが、代替地を自宅周辺農地の草地転換を行うことで、農地の確保及び効率化を図るということの計画でございます。

続いて番号 2 番でございます。所在は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 1 筆の計 2 筆でございます。公簿、現況地目とも畑。面積は合計で〇〇〇〇㎡でございます。貸付人は弟子屈町〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。合意解約日は平成 30 年 1 月 30 日。契約期間は平成 26 年 1 月 28 日から平成 31 年 1 月 27 日までとなっております。

続いて番号 3 番でございます。所在は字屈斜路 204 番 2 の 1 筆でございます。公簿、現況地目とも畑。面積は合計で〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡でございます。貸付人は〇〇〇〇氏〇〇〇〇氏の共有名義の所有地となっております。借受人は 2 番同様〇〇〇〇氏となっております。合意解約日は平成 30 年 1 月 30 日。契約期間は平成 26 年 1 月 28 日から平成 31 年 1 月 27 日までとなっております。

続きまして 4 ページをお開き願いたいと思います。4、5 番におきましては、双方とも貸付人は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。まず番号 4 番ですが、所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、公簿、現況地目とも畑。面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡となっております。借受人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。合意解約日は平成 30 年 2 年 5 日。契約期間は平成 28 年 3 月 25 日から平成 33 年 3 月 31 日までとなっております。

最後に番号 5 番の説明とさせていただきます。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、公簿地目は牧場、

現況地目は畑。面積は〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡となっております。借受人は弟子屈町字〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇氏となっております。合意解約日は平成 30 年 2 年 5 日。契約期間は平成 22 年 3 月 30 日から平成 32 年 3 月 29 日までとなっております。今回合意解約のありました 5 件について、まず 1 番から 3 番につきましては、この後の議案第 18 号の農業経営基盤強化法第 18 条の規定による農用地利用集積計画。番号 4 と 5 番につきましては、議案第 20 号の農用地等の利用調整申出により提案させていただいております。以上簡単ではございますが、報告第 15 号の説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。只今事務局より報告第 15 号の説明ありましたが、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議無し、ということで報告第 15 号を報告済みとさせていただきます。次日程 7、議案第 17 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事 務 局 それでは総会資料の 5 ページをお開き願いたいと思います。議案第 17 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」農地法第 3 条の規定による、農地等の権利設定及び移転の許可申請があった下記のものについて、議決を求める。平成 30 年 2 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長塩沢稔宏。
本申請は〇〇〇〇の〇〇〇〇氏が法人経営することに伴い、〇〇〇〇氏所有農地を使用貸借する 3 条申請となっております。法人名称は〇〇〇〇、設立年月日は平成 30 年 1 月 11 日からとなっております。
申請内容の説明を致します。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇、外 27 筆、合計 28 筆で総面積は〇〇〇〇㎡となっております。公簿地目現況地目共、全て畑となっております。貸付人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受け人は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇氏となっております。
申請事由については、法人経営移行のため所有農地を無償貸与する。また、法人経営を行うため経営地を無償で借受ける。としております。図面につきましては、7 から 13 ページとなっておりますのでご参照願いたいと思います。尚、別紙の農地法第 3 条調書を添付しております。以上簡単ではございますが、議案第 17 号の説明といたします。ご決定賜りますようよろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いします。11 番上西委員さん、よろしくお願い致します。

上 西 委 員 11 番上西です。申請番号 1 番の現地調査日は、2 月 16 日、積雪のため農業会議室にて実施致しました。現地調査委員は齋木委員、吉田委員、渡邊委員、私と事務局で実施しました。
本申請は〇〇〇〇氏が 1 月 11 日付で法人化したことに伴い、〇〇〇〇氏名義の所有農地を使用貸借するものであります。従来より、安定した経営を行っており、〇〇〇〇氏の所有農地の全てが本申請に含まれていることを確認いたしました。今後も引き続き営農していく上で問題はないと判断致しました。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。よろしくお願い致します。

利用目的につきましては、普通畑、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 28 年 3 月 1 日から平成 33 年 2 月 28 日までの 5 年間となっております。図面につきましては、23 ページをご覧ください。

続きまして、7 番から 11 番につきましては、利用権設定の申請 5 件でございます。

整理番号 7 番、8 番、10 番につきましては新規によります申請、9 番、11 番につきましては継続の申請でございます。

整理番号 7 番、8 番につきましては、借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏の申請でございます。

整理番号 7 番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡外 1 筆〇〇〇〇㎡、現況は畑でございます。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては、普通畑、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 30 年 2 月 27 日から平成 40 年 2 月 26 日までの 10 年間となっております。

続きまして、整理番号 8 番、所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡外 1 筆〇〇〇〇㎡、現況は畑でございます。貸付人〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏はか 1 名の所有地でございます。利用目的につきましては、普通畑、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 30 年 2 月 27 日から平成 40 年 2 月 26 日までの 10 年間となっております。申請番号 7 番、8 番の図面につきましては、22 ページをご覧ください。

続きまして整理番号 9 番、継続でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡外 5 筆、〇〇〇〇㎡、現況は畑でございます。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては、普通畑、借り賃につきましては、〇〇〇〇円となっております。期間につきましては、平成 30 年 2 月 27 日から平成 40 年 2 月 26 日までの 10 年間となっております。図面につきましては、23、24 ページをご覧ください。

続きまして、整理番号 10 番、新規でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡外 2 筆、〇〇〇〇㎡、現況は畑。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。利用目的につきましては、牧草畑、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 30 年 2 月 27 日から平成 35 年 2 月 26 日までの 5 年間となっております。図面につきましては、25 ページをご覧ください。

続きまして、整理番号 11 番、継続でございます。所在につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、現況は畑でございます。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏、利用目的につきましては、普通畑、借り賃につきましては、〇〇〇〇円でございます。期間につきましては、平成 30 年 2 月 27 日から平成 32 年 12 月 31 日までの 2 年 10 ヶ月間となっております。図面につきましては、26 ページをご覧ください。

また別紙資料には、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書が表示されております。いずれも各項の要件に該当しておりますので、ご参照ください。

以上、ざっぱくな説明でございますが、ご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いします。整理番号 1 番、所有権移転、整理番号 2 番、3 番、4 番、5 番、6 番は利用権移転、ということで現地委員さんの報告は省略いたします。次整理番号 7 番 8 番については一括で、11 番上西委員さんよろしくお願い致します。

上 西 委 員 11 番上西です。整理番号 7 番 8 番の現地調査日は、2 月 16 日、役場農業会議室において実施いたしました。
出席者は齋木委員、吉田委員、渡邊委員、私と事務局です。

本申請農地につきましては、報告第 15 号で報告がありました、〇〇〇〇氏と合意解約された農地で今まで適切に使われており、特に問題ないと判断いたしました。今回、借りることになった、〇〇〇〇さんは、健全な安定した経営を続けており、全く問題ないと思われます。以上、現地調査の報告といたします。よろしくお願いします。

議 長 はい、有難うございました。続きまして、整理番号 9 番については継続ですので省略いたします。整理番号 10 番については、4 番江上委員さん、よろしくお願いします。

江 上 委 員 4 番江上です。現地調査日は、2 月 16 日、役場農業会議室において実施いたしました。出席者は塩沢会長、元山委員、鈴木委員、私と事務局です。
本申請地は、報告第 15 号で報告されました、〇〇〇〇氏との合意解約があった土地です。土地に関しては、今までも適切に管理され使われていましたし、新たに借りることになった、〇〇〇〇氏が、現在借りている農地の隣接地でもあることから、一体的に使うことができ効率的な営農が見込まれるものと判断いたしました。
また、〇〇氏におきましては、農業経営能力も十分に身についており、全く問題ないと思います。以上、現地調査の報告といたしますので、よろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。整理番号 11 番につきましては、継続ですので省略いたします。それではここで質疑を受けたいと思います。整理番号 1 番 2 番 3 番 4 番 5 番 6 番 7 番 8 番 9 番 10 番 11 番について、何かございますか。

各 委 員 異議無し。

議 長 はい、異議なしということで、議案第 18 号を決定させていただきます。次日程 9、議案第 19 号「現況証明願いについて」事務局説明お願い致します。

事 務 局 それでは総会資料 27 ページをお開き願いたいと思います。議案第 19 号「現況証明願いについて」農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の現況証明願いについて、議決を求める。平成 30 年 2 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。
申請番号 1 の説明を致します。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇の 1 筆。登記地目は牧場となっております。面積は〇〇〇〇㎡の内 500 ㎡となっております。判定は農地採草放牧地以外、利用状況は未利用地でございます。所有者、申請者ともに弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏でございます。図面は 28 ページに掲載しております。以上、簡単ではございますが議案 19 号の説明とさせていただきますので、ご審議の上ご決定賜われますよう、よろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願い致します。6 番阪口委員さんよろしくお願いします。

阪 口 委 員 6 番阪口です。現地調査日は、2 月 16 日、農業会議室にて実施致しました。現地調査委員につきましては、望月委員、小林委員、私と事務局で実施しました。新木委員は所用により欠席しております。
本申請地は、住宅建設に係る現況証明願いであります。
この申請地の登記地目は牧場であります、〇〇氏の自宅横でもあり、農振もはずれて

議長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終わりました。質疑を受ける前に休憩致します。

議長 再開致します。議案第 19 号について、何かご質問ございますか。

議 長 異議なしということで、議案第 19 号を決定とさせていただきます。次日程 10、議案第 20 号「農用地等の利用調整申出について」事務局説明をお願いします。

申出の件数は1件でございます。申出につきましては、報告第15号4番5番にて、合意による解約のありました、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏所有の土地でございます。申し出の種類につきましては、譲渡でございます。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外1筆でございます。現況地目につきましては畑、面積につきましては、2筆合わせまして、〇〇〇〇㎡でございます。申し出人につきましてはご本人の〇〇〇〇氏でございます。希望価格につきましては、〇〇〇〇円の希望でございます。調整候補者名につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇地区一円としております。

議長 はい、有難うございました。事務局の説明が終わりましたので、現地委員さんの報告をお願い致します。1 番吉田委員さん、よろしくお願いします。

利用調整の申し出がありました土地につきましては、〇〇〇〇さん〇〇〇〇が賃貸借を結び使用しておりました。農地に関しては、適切に管理されておりましたので、何の問題もないと判断いたしました。

調整候補者名につきましては、申請地が〇〇〇〇、〇〇〇〇地区の境に位置しておりますことから、〇〇〇〇、〇〇〇〇地区一円といたしました。以上、簡単であります但報告いたします。よろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございました。調整候補者名と調整委員を決定する前に、○番○○○○さんが、農業委員会法第 31 条に該当致しますので、退席をお願いします。休憩致します。

(休憩)

議 長 再開いたします。調整候補者名については、○○○○、○○○○地区一円ということで、17 個人 3 法人でよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 それでは、17 個人 3 法人といたします。調整委員の指名については、局長よりお願いします。

事 務 局 長 それでは、調整委員の指名につきまして、指名したいと思います。第 3 ブロック委員の担当委員であります、吉田委員、齋木委員、上西委員の 3 名にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 はい、調整委員の指名については、上西委員さん、齋木委員さん、吉田委員さんでよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 それでは、3 名の委員さん、よろしくお願いします。それでは、○○○○さんの退席を解除します。休憩致します。

(休憩)

議 長 それでは、再開いたします。議案第 20 号を決定させて頂きました。次日程 11、議案第 21 号「贈与税の納税猶予、不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明願いについて」事務局説明願います。

事 務 局 それでは、31 ページをお開きください。議案第 21 号「贈与税の納税猶予、不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明願いについて」以下の者より申請のあった租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項、及び同法第 70 条の 4 第 26 項の規定による適格者証明について議決を求める。平成 30 年 2 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。
このことにつきましては、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項、及び同法第 70 条の 4 第 26 項の規定によりまして、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して 3 年を経過した日までに、引き続き納税猶予の適用を受けたい場合は、届出書の提出が必要となっております。
届出書と共に「引き続き営農をしていることの」農業委員会の証明書類が必要要件となっており、本年につきましては、3 名の方が該当となっております。それぞれ 3 名の方々から申請をいただいているところです。現在、本町では 18 名の方が納税猶予を受けて

いる現状でございます。

申請番号 1 番からご説明させていただきます。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。贈与者は父の〇〇〇〇氏でございます。対象農地につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇外 9 筆でございます。贈与を受けた日につきましては、平成 2 年 10 月 3 日でございます。引き続き農業経営を行っている期間といたしましては、贈与を受けた日から本日、平成 30 年 2 月 27 日までの期間を、引き続き農業経営をされていることの証明、併せて適格者として証明をいただき、税務署及び総合振興局へ届出書を提出するものです。

以後、同じ日付けとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、申請番号 2 番。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。贈与者は父の〇〇〇〇氏でございます。対象農地につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 11 筆でございます。贈与を受けた日につきましては、平成 5 年 3 月 5 日でございます。

続きまして、申請番号 3 番。字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。贈与者は父の〇〇〇〇氏でございます。対象農地につきましては、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、外 12 筆でございます。贈与を受けた日につきましては、平成 5 年 7 月 27 日でございます。

以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。3 名の方の適格者である証明及び引き続き農業経営を行っている旨の証明につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございました。それではここで質疑を受けたいと思います。申請番号 2 番につきまして、〇番〇〇〇〇さんが、農業委員会法第 31 条に該当致しますので、退席をお願いします。休憩致します。

(休憩)

議 長 再開いたします。それでは、申請番号 2 番について、よろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 異議なしということで、決定とさせていただきます。〇〇〇〇さんの退席を解除致します。休憩致します。

(休憩)

議 長 再開いたします。申請番号 1 番と 3 番について、何かご質問ございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請番号 1 番 2 番 3 番決定いたしました。これにて議案第 21 号を決定させていただきます。次日程 12、議案第 22 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について」事務局説明をお願いします。

事 務 局 はい、それでは 32 ページをお開きください。議案第 22 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について」農業委員会等に関する法律第 7 条の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を制定することについて議決を求める。平成

30 年 2 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。

農業委員会等に関する法律第 7 条、「農業委員会は、次に掲げる事項について、指針を定めるように努めなければならない」となっております。

一つ目につきましては、その区域内における、農地等の利用の最適化の推進に関する目標、二つ目につきましては、その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法、この部分について定めるよう、努めるとなっております。なお、この指針を定める場合、又は変更する場合につきましては、遅滞なくこれを公表しなければならない、となっており、ご承認いただいた時には、インターネット等に基づきまして、公表するという事と考えております。

33 ページ「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」案をご覧ください。

この指針につきましては、1 遊休農地の発生防止、解消について、2 担い手への農地利用の集積、集約化について、3 新規参入の促進について、3 つの項目からなり、それぞれ、目標、目標の設定、目標設定の考え方、具体的な推進方法を定めております。なお、この目標の耕地面積につきましては、農林水産省が定めております、「耕地及び作付面積統計」の耕地面積であります。また、1 の (1) 遊休農地発生防止目標に記載されております、現状の遊休農地面積及び 2 の (1) 担い手への農地利用集積目標に記載されております、集積面積につきましては、北海道より示された、面積をそれぞれ用いております。次に、各項目ごとに説明させて頂きたいと思っております。1、遊休農地の発生防止解消についてでございます。(2) 目標設定を、「遊休農地新発生防止と遊休農地ゼロの継続」としてしております。目標設定の考え方としましては、農地パトロールと農業委員の日々の活動により、遊休農地発生防止を目標に、遊休農地ゼロの継続を図るとしてしております。具体的な推進方法については、1 つ目としまして、農地の利用状況調査と利用意向調査の実施についてとしまして、担当地区ブロック制により、利用意向調査の実施、協議、検討し、調査の徹底を図る。利用意向調査の結果を踏まえ、農地利用関係の調整を行う。利用状況調査と利用意向調査の結果は、農地台帳の正確な記録と確保と公表を図る。としております。2 つ目としましては、非農地判断についてです。利用状況調査と同時に、未相続農地や耕作困難な農地の発生によって、B 分類に区分された農地については、現状に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化するとしてしております。本町におきましては、以前より、遊休農地面積が 0ha であります。現状といたしましても、遊休農地の割合も 0 パーセントであり、いずれにいたしましても、遊休農地を出さないことの目標と取組としてしております。つづきまして、2 の担い手への農地利用の集積、集約化についてです。(2) 目標設定につきましては、担い手への農地利用の集積、集約化の推進としてしております。目標設定の考え方としましては、農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積と、農地の集約化を図るとしてしております。具体的な推進方法としましては、地域ごとに農地利用状況の把握、農地の集積、集約化のための利用調整等を推進。地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整、交換と、利用権の再設定を推進するとしてしております。(1) 担い手への農地利用集積目標であります、目標の年度平成 35 年には、95 パーセントを目標に定めております。続きましては、3 つ目の新規参入の促進についてです。目標の設定につきましては、新規就農者の円滑な受入れを図る、体制整備及び支援の推進を図る、としております。目標設定の考え方としましては、関係機関と連携のもと、新規就業者等の円滑な受入れされるよう、農地及び関連法令等の情報提供を実施するとしてしております。具体的な推進方法としましては、関係機関との連携としまして、弟子屈町農業担い手育成センターの取組に参画するとともに、各関係機関の連携を図り、新農業人フェア等への情報提供及び収集に努め、新規就農を目指す者の支援を行い、受入れ体制の拡大を図る。新規就農者への支援活動といたしましては、新規参入者の地域の受入条件の整備を図る、受入れ後においても後見人等の役割を担うとしております。(1) 新規参入の促進目標としましては、目標年の平成 35 年には 2 件の新規参入を目標としてしております。4、その他といたしまして、目標 5 年間の平成 35 年としておりますが、本町の農業経営環境等を踏まえ 3 年ごとの農業委員等の改選期に取組を検証し、見直し等を行うとしております。

以上、ざっぱくな説明ではありますが、ご協議の上、ご決定くださいますようお願い申

上げます。

議 長 はい、只今事務局の説明がございました。質問ございますか。このような制定でよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なしということで、日程 12、議案第 22 号を決定させていただきます。休憩致します。
(休憩)

議 長 それでは再開致します。本日日程 1 から日程 13 まで全て決定いたしました。これにて第 7 回弟子屈町農業委員会総会を終了致します。ご苦労様でした。

午前 11 時 20 分
以上顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員 齋木 弥

議事録署名委員 鈴木 和幸